# 第１部　　総　　論

# 第１部　　第１章

# 都市整備局の概要

# 第１節　序　　説

## １　都市整備局の役割

〔総務部　企画技術課〕

都市整備局は、都市づくり全般に関わる政策の立案、道路や鉄道などの都市基盤整備、土地区画整理事業や都市再開発事業などによる市街地の整備、宅地開発や建築物に関わる指導、米軍基地対策など、都民生活や企業活動に広く関わる業務を担っている。

都市整備の計画から事業実施まで幅広い領域を所管する局の特性を生かし、現場感覚と新たな発想で事業を着実に推進し、東京 2020 大会のレガシーを生かしつつ、「『未来の東京』戦略」や「都市づくりのグランドデザイン」で示した将来像の実現に向け、都市づくりを展開する。

**都市の強靭化**
木造住宅密集地域の改善、建築物の耐震化の促進、避難場所・避難道路の確保、豪雨対策の推進など、地震や水害等の災害に強い都市づくりを推進する。

➡ 第２部第１章（ 39 ページ～）

**国際競争力の強化等に資する都市の再生**
都市再生の様々な仕組みの活用や民間の力の最大限の誘導、都有地を生かした事業を戦略的に展開していくこと等により、都市機能の更新と質の高いまちづくりを推進する。

➡ 第２部第２章（ 65 ページ～）

**人･モノの交流ネットワークの機能強化**
空港、道路、鉄道などのインフラ整備や老朽化対策等の都市交通施策に取り組むとともに、交通結節機能の強化や舟運の活性化を推進する。

➡ 第２部第３章（111 ページ～）

**快適な都市環境の形成**
豊かな緑の保全・創出、美しい都市景観の誘導・形成、エネルギーの有効利用など、美しく風格のある都市の実現や低炭素都市の創出に向けた取組を推進する。

➡ 第２部第４章（135 ページ～）

**建築行政と開発規制**
建築基準法等の法令の基準・規制や東京都独自の規制に基づき、適正な建築の実現及び開発の誘導により、秩序ある都市の形成を推進する。

➡ 第２部第５章（161 ページ～）

**米軍基地対策**
米軍基地の整理・縮小・返還の促進や、航空機騒音等の基地問題への対応などにより、都民生活の安全を守り地域のまちづくりを推進するとともに、横田基地の軍民共用化の早期実現を目指す。

➡ 第２部第６章（177 ページ～）

## ２　都市整備局の沿革

〔総務部　総務課〕

都市整備局は、平成16年４月に、都市計画局、住宅局及び建設局の市街地整備部門（市街地整備部及び多摩ニュータウン事業部）を再編統合し、現場の感覚を反映した迅速な都市づくりを進める組織として設置された。

局設置当初の本庁組織は、①総務部、②都市づくり政策部、③住宅政策推進部、④都市基盤部、⑤市街地整備部、⑥市街地建築部及び⑦都営住宅経営部の７部体制である。その後、平成26年７月に、知事本局が政策企画局に再編されたことに伴い、知事本局から⑧基地対策部が移管された。

また、平成31年４月に、老朽マンションや空き家対策をはじめとした喫緊の課題への対応など、都の住宅施策を一層加速し、機動的に展開していくため、都市整備局に住宅政策本部を設置し、住宅政策部門が移管された。

令和６年４月には、局内に散在していた多摩関連部門を再編統合し、多摩全体をふかんした政策を立案・実行することにより、複雑化・多様化する政策課題にスピード感を持って的確に対応していくため、多摩まちづくり政策部を設置した。

これにより、現在の都市整備局の本庁組織は、①総務部、②都市づくり政策部、③都市基盤部、④市街地整備部、⑤市街地建築部、⑥多摩まちづくり政策部及び⑦基地対策部の７部体制となっている。

なお、平成16年３月以前の都市整備局の母体となった都市計画局、住宅局及び建設局の市街地整備部門の沿革は、次のとおりである。

### (1)　都市計画局

昭和 35 年７月、急激な都市化に対処し増大する首都圏整備事業を効果的に推進するとともに、昭和 39（1964）年のオリンピック東京大会に向けて関連都市施設の整備を効果的に推進するため、首都整備局を設置した。これは、各局に分散していた首都整備計画諸部門を統合するとともに、顕在化し始めた公害問題を首都建設の過程において解決していくため公害対策部門を集約したものである。その組織は、①総務部、②都市計画部、③建築指導部及び④都市公害部の４部体制であった。

その後、住宅局からの建設業者等の指導監督事務の移管（昭和39年12月）、地方自治法の改正による建築指導行政の特別区への移管（昭和40年４月）を経て、昭和45年10月、公害部門を独立させ公害局（現在の環境局）を設置した。さらに、多摩５地方事務所の廃止に伴う多摩東部及び多摩西部建築指導事務所の設置（昭和46年12月）、国土利用計画法の施行などに対応した組織改正（昭和49年）、都市計画法、建築基準法改正による特別区への事務移管（昭和50年４月）などを行った。

昭和51年８月、主として都市防災の観点に立って都市計画機能の強化と防災関連機能の再編整備を行うため、首都整備局を都市計画局に改組した。

その後、都市構造に関する計画機能や企画調整機能の強化、江東地区再開発事業の見直しに係る組織改正を経て、臨海副都心等の開発計画、鉄道新線計画、航空政策、外かく環状道路整備など、直面する重要課題に対応した組織改正を行ってきた。

平成13年10月の「東京の新しい都市づくりビジョン」の中で示された、目指すべき都市像を明らかにし、その実現に向け戦略的な都市づくりを進める 「政策誘導型都市づくり」 を実現するため、平成14年４月、①総務部、②都市づくり政策部、③都市基盤部、④都市防災部及び⑤市街地建築部の５部体制（及び多摩の２建築指導事務所の再編統合による多摩建築指導事務所）に組織改正を行った。

### ⑵　住宅局

昭和23年７月に国において建設省が設置されたことに伴い、都においても、昭和23年９月に建設局の住宅行政及び建築指導行政部門を分離・再編し建築局を設置して、住宅行政部門の強化を図った。昭和35年７月、建築局が所管してきた建築指導部門と住宅関係部門のうち、住宅関係部門を主体に、民生局の福祉住宅及び引揚者住宅の関連部門を統合して住宅局を設置し、都の住宅行政の一体化を図った。その組織は、①総務部、②計画部、③建設部、④管理部及び⑤庁舎営繕部（後に財務局に移管となる。）の５部体制であった。

昭和30年代から昭和40年代にかけて、住宅戸数確保のため都営住宅建設を進め、大規模団地建設に合わせた本庁組織や住宅建設事務所設置などの組織改正を行った。

また、昭和41年12月に、新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン事業）施行のため、南多摩新都市開発本部（本部長は局長級）を設置した。

昭和45年12月設立の財団法人都営住宅サービス公社（平成元年４月に東京都住宅供給公社と統合）への都営住宅管理業務の委託（昭和47年７月から）により、昭和46年６月、五つの都営住宅管理事務所を廃止した。

その後、社会の成熟化に伴い、都の住宅政策は、戸数を中心とする政策から多様な都民のニーズに応える政策に転換し、民間住宅市場を通じた良質な住宅供給や老朽マンションの建替え等を支援する施策や、住環境整備の立場から木造住宅密集地域の整備を推進する施策に対応する組織改正を行ってきた。

平成14年４月に、民間住宅施策の新たな形成・展開、都営住宅制度の抜本的な見直しなど、住宅政策の改革を推進するため、①総務部、②地域住宅部、③民間住宅部及び④住宅経営部の４部体制（及び３住宅建設事務所）に組織改正を行った。

### ⑶　建設局（市街地整備部門）

昭和35年７月の首都整備局の設置に伴う組織再編で、建設局は、道路、河川、公園及び区画整理事業を所管する局となり、昭和39年のオリンピック東京大会開催に向けて関連事業を実施した後、市街地改造事業の促進を図ることとした。

昭和 40 年代半ばからは、都市改造計画の整備、都市防災対策の整備を図るための組織改正を行い、昭和46年６月に、都市防災本部（本部長は局長級）を設置した。

以降、区画整理事業及び再開発事業の動向に対応した組織改正を行い、平成13年４月に、区画整理部及び再開発部を廃止し市街地整備部に組織改正するとともに、第三区画整理事務所及び第一・第二の両再開発事務所の廃止と再開発事務所の設置を行った。

なお、昭和41年12月１日に住宅局から分離して設置した南多摩新都市開発本部については、昭和45年７月に多摩ニュータウンの位置付けが住宅都市から自立的な都市へと変革したことに伴い、高度な企画調整機能の再編強化と実施機能の強化を図るための組織改正を行った。

平成元年４月、多摩地域の事業執行体制の強化のため、個別プロジェクトを所掌する機能を付与するとともに、小規模組織の大くくり化を行い、平成２年８月に多摩都市整備本部と改称した。

その後、多摩ニュータウン事業も概成段階を迎え、都施行の新住宅市街地開発事業の終了が視野に入ってきたことから、平成14年４月、多摩都市整備本部を廃止し、建設局多摩ニュータウン事業部（及び多摩ニュータウン整備事務所）として組織改正した。

## ３　都市整備局沿革図

〔総務部　総務課〕

### 平成16年度

【機構数】７部＋８事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発プロジェクト推進室
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - 地域住宅課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
    - 施設計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 民間開発課
    - 防災密集地域整備課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一区画整理事務所
    - 第二区画整理事務所
    - 再開発事務所
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 市街地企画課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 住宅技術課
    - 東部住宅建設事務所
    - 南部住宅建設事務所
    - 北部住宅建設事務所

### 平成17～20年度

【機構数】７部＋７事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 技術管理課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発プロジェクト推進室
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - 地域住宅課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
    - 施設計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 民間開発課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一区画整理事務所
    - 第二区画整理事務所
    - 再開発事務所
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 市街地企画課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 東部住宅建設事務所
    - 西部住宅建設事務所

### 平成21～25年度

【機構数】７部＋７事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 技術管理課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - マンション課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 民間開発課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一区画整理事務所
    - 第二区画整理事務所
    - 再開発事務所
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 東部住宅建設事務所
    - 西部住宅建設事務所

### 平成26年度

【機構数】８部＋７事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 技術管理課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - マンション課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 民間開発課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一区画整理事務所
    - 第二区画整理事務所
    - 再開発事務所
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 東部住宅建設事務所
    - 西部住宅建設事務所
  - 基地対策部

### 平成27年度

【機構数】８部＋６事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 技術管理課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - マンション課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一市街地整備事務所
      - 管理課
      - 補償課
      - 事業課
      - 工事課
      - 六町地区整備事務所
    - 第二市街地整備事務所
      - 管理課
      - 事業課
      - 工事課
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 東部住宅建設事務所
    - 西部住宅建設事務所
  - 基地対策部

### 平成28～30年度

【機構数】８部＋６事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 職員課
    - 企画経理課
    - 技術管理課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 住宅政策推進部
    - 住宅政策課
    - 民間住宅課
    - マンション課
    - 不動産業課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン事業室
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一市街地整備事務所
      - 管理課
      - 補償課
      - 事業課
      - 工事課
      - 選手村基盤整備課
      - 六町地区整備事務所
    - 第二市街地整備事務所
      - 管理課
      - 事業課
      - 工事課
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 都営住宅経営部
    - 経営企画課
    - 指導管理課
    - 資産活用課
    - 住宅整備課
    - 施設整備課
    - 東部住宅建設事務所
    - 西部住宅建設事務所
  - 基地対策部

### 令和元年度～令和３年度

【機構数】６部＋４事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 経理課
    - 企画技術課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン課
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一市街地整備事務所
      - 管理課
      - 補償課
      - 事業課
      - 工事課
      - 選手村基盤整備課
      - 六町地区整備事務所
    - 第二市街地整備事務所
      - 管理課
      - 事業課
      - 工事課
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 基地対策部

### 令和４年度～５年度

【機構数】６部＋４事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 経理課
    - 企画技術課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 多摩ニュータウン課
    - 多摩ニュータウン整備事務所
    - 第一市街地整備事務所
      - 管理課
      - 補償課
      - 事業課
      - 工事課
      - 選手村跡地整備課
      - 六町地区整備事務所
    - 第二市街地整備事務所
      - 管理課
      - 事業課
      - 工事課
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 基地対策部

### 令和６年度～

【機構数】７部＋４事務所

- 局長
  - 総務部
    - 総務課
    - 経理課
    - 企画技術課
  - 都市づくり政策部
    - 広域調整課
    - 都市計画課
    - 土地利用計画課
    - 開発企画課
    - 緑地景観課
  - 都市基盤部
    - 調整課
    - 交通企画課
    - 街路計画課
  - 市街地整備部
    - 管理課
    - 企画課
    - 防災都市づくり課
    - 区画整理課
    - 再開発課
    - 第一市街地整備事務所
      - 管理課
      - 補償課
      - 事業課
      - 工事課
      - 六町地区整備事務所
    - 第二市街地整備事務所
      - 管理課
      - 事業課
      - 工事課
      - 新宿駅直近地区整備課
  - 市街地建築部
    - 調整課
    - 建築企画課
    - 建築指導課
    - 建設業課
    - 多摩建築指導事務所
  - 多摩まちづくり政策部
    - 多摩まちづくり推進課
    - 多摩ニュータウン課
    - 多摩ニュータウン整備事務所
  - 基地対策部

# 第２節 組 織 ・ 人 員

## １ 組織の概要

〔総務部　総務課〕

### (1) 本　庁

| 部課名 | | 主な分掌事務 | 電話番号（ダイヤルイン） | フロア（第二本庁舎） |
|---|---|---|---|---|
| 総務部 | 総務課 | 組織・定数、人事、給与、福利厚生、研修、法規調査、広報広聴、情報公開、住宅政策本部との連絡等に関すること。 | 03-5388-3206 | 12階 南・中央フリーアドレス |
| | 経理課 | 予算、決算、契約、財産・物品の管理等に関すること。 | 03-5388-3210 | |
| | 企画技術課 | 局事務事業の総合的な企画調整、進行管理、行政評価、技術管理、技術の調査・研究・開発・指導に関すること。局建設事業に係る技術の標準化、調整、新材料・新工法の導入、施工管理、建設コスト管理、工事施行の適正化、契約に係る検査等に関すること。 | 03-5388-3268 | |
| 都市づくり政策部 | 広域調整課 | 都市づくり政策に関する企画・調整等、広域的計画、土地の調査、都市計画区域マスタープラン、水資源開発、建設副産物対策等に関すること。 | 03-5388-3223 | 12階 北・中央フリーアドレス |
| | 都市計画課 | 東京都都市計画審議会、都市計画相談、土地取引の規制、国土利用計画法に基づく届出、所有者不明土地の利用の円滑化等に関すること。 | 03-5388-3225 | |
| | 土地利用計画課 | 国土調査、用途地域、地区計画等の計画、地域整備に関する計画の企画、調査、調整及び都市計画等に関すること。 | 03-5388-3261 | |
| | 開発企画課 | 地域整備に関する計画の企画・調整等に関すること。 | 03-5388-3243 | |
| | 緑地景観課 | 公園等に関する計画の基本構想・調整、都市景観形成及び歴史的景観保全に係る企画・調整、屋外広告物対策等に関すること。 | 03-5388-3264 | |
| 都市基盤部 | 調整課 | 都市高速鉄道事業・バス事業の助成、河川及び上下水道等の施設計画・調整、総合治水対策等に関すること。 | 03-5388-3273 | 11階 南 |
| | 交通企画課 | 都市交通政策に係る企画・調整等に関すること。 | 03-5388-3282 | 11階 南 |
| | 街路計画課 | 都市計画道路・都市高速道路の計画・調整等に関すること。 | 03-5388-3291 | 11階 南 |
| 市街地整備部 | 管理課 | 減価補償金の交付、清算金の徴収・交付、東京都開発審査会、都施行整備事業に係る用地の取得、土地等の評価、損失補償額算定等に関すること。 | 03-5320-5105 | 11階 北・中央フリーアドレス |
| | 企画課 | 部所管事業に係る総合調整、都市の震災復興対策、都有地の活用によるまちづくりプロジェクトの推進、市街地再開発事業・土地区画整理事業・沿道一体整備型街路事業等の企画・調査・調整等に関すること。 | 03-5320-5121 | |
| | 防災都市づくり課 | 防災都市づくりに関する企画・調査・調整、木造住宅密集地域の不燃化特区に関する企画・調整、都市防災不燃化促進事業、沿道街路整備事業等に伴う工事の実施・調整・工程、木造住宅密集地域の整備促進等に関すること。 | 03-5320-5142 | |
| | 区画整理課 | 区市町村施行土地区画整理事業の認可・許可・指導及び監督、都施行土地区画整理事業の事業計画・実施計画・進行管理、保留地の管理・処分、換地計画の決定・処分、個人・組合・会社・都市再生機構等施行の土地区画整理事業の認可・許可・指導及び監督、開発行為等の規制、宅地造成及び特定盛土等規制法の施行、都施行土地区画整理事業・街路整備事業に伴う工事の実施・調整・工程等に関すること。 | 03-5320-5441 | |
| | 再開発課 | 区市町村施行市街地再開発事業の認可・指導及び監督、都施行市街地再開発事業の事業計画・実施計画変更・進行管理、保留床等の処分、権利変換計画・管理処分計画の決定、個人・組合・会社・都市再生機構等施行の市街地再開発事業の認可・許可・指導及び監督、都施行市街地再開発事業に伴う工事の実施・調整、晴海五丁目西地区エネルギー事業及び交通施設整備等に関すること。 | 03-5320-5131 | |
| 市街地建築部 | 調整課 | 東京都建築審査会、建築紛争の予防・調整等に関すること。 | 03-5388-3332 | 3階 南 |
| | 建築企画課 | 建築行政に関する企画・調査・調整、建築士の登録、建築物の耐震性の向上等に関すること。 | 03-5388-3341 | 3階 南 |
| | 建築指導課 | 建築確認及び違反建築物の取締り等に関すること。 | 03-5388-3371 | 3階 中央 |
| | 建設業課 | 建設業者の許可等に関すること。 | 03-5388-3351 | 3階 南 |
| 多摩まちづくり政策部 | 多摩まちづくり推進課 | 多摩のまちづくり政策に関する計画等の企画・調査・調整等に関すること。 | 03-5320-5473 | 11階 中央フリーアドレス |
| | 多摩ニュータウン課 | 多摩ニュータウンのまちづくりに関する計画等に基づく事業推進等、多摩ニュータウンにおける宅地販売の推進、販売に伴う関係機関との調整、宅地整備に関すること。 | 03-5320-5472 | |
| 基地対策部 | 基地対策担当 | 米軍基地対策の企画・調整、関係機関との連絡調整に関すること。 | 03-5388-2146 | 12階 北 |
| | 横田基地共用化推進担当 | 横田基地共用化推進に係る企画・調整、関係機関との連絡調整に関すること。 | 03-5388-2146 | 12階 北 |

## (2) 事 務 所

| 所課名 | | 主な分掌事務 | 電話番号（ダイヤルイン） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|
| 第一市街地整備事務所 | 管理課 | 所所属職員の人事、所の予算・決算、土地区画整理審議会、清算金の徴収、清算金・減価補償金の交付等に関すること。 | 03-3534-3402 | 中央区勝どき一丁目7番3号勝どきサンスクエア8階 |
| | 補償課 | 土地区画整理事業に伴う土地・建築物等の管理・取得・借入れ、建築物の移転・損失補償、移転等に要する資金の貸付け、土地区画整理事業に関連する街路整備事業に係る用地の取得等に関すること。 | 03-3534-3407 | 同上 |
| | 事業課 | 事業計画、仮換地の指定、換地計画・換地処分、権利変換計画・管理処分、沿道一体整備型街路事業等の用地の取得等に関すること。 | 03-3534-3419 | 中央区勝どき一丁目7番3号勝どきサンスクエア9階 |
| | 工事課 | 事業に伴う諸工事の調査、測量、設計並びにこれらの工事の施行及び監督、上下水道・ガス管・電柱等の整理・損失補償等に関すること。 | 03-3534-3442 | 同上 |
| | 瑞江駅西部地区 | 地区内の測量及び調査並びに工事の施工及び監督、事業用地並びに事業に関する土地及び建物の監視等に関すること。 | 03-3676-6035 | 江戸川区東瑞江三丁目23番19号 |
| | 臨海部地区（豊洲） | 同上 | 03-3532-1477 | 江東区豊洲五丁目1番 |
| | 臨海部地区（有明北） | 同上 | 03-3528-4881 | 江東区有明一丁目2番 |
| | 六町地区整備事務所 | 六町地区及び花畑北部地区の土地区画整理事業の施行に関すること。 | 03-5851-2032 | 足立区六町三丁目4番36 |
| | 所管事業/地区名 | 既成市街地再整備土地区画整理事業 / 瑞江駅西部地区、篠崎駅東部地区、花畑北部地区、六町地区<br>臨海部開発土地区画整理事業、臨海部街路事業 / 晴海四・五丁目地区、豊洲地区、有明北地区<br>沿道一体整備型街路事業 / 鐘ヶ淵地区、目黒本町地区、戸越公園駅周辺地区、原町・洗足地区<br>オリンピック・パラリンピック選手村跡地整備事業 / 晴海五丁目西地区<br>まちづくり手法を活用した道路整備事業 / 高輪地区 | | |
| 第二市街地整備事務所 | 管理課 | 所所属職員の人事、所の予算・決算、土地区画整理審議会、市街地再開発審査会、清算金の徴収、清算金・減価補償金の交付等に関すること。 | 03-5389-5151 | 中野区中野一丁目2番5号 |
| | 事業課 | 事業計画、仮換地の指定、換地計画・換地処分、権利変換計画・管理処分、沿道一体整備型街路事業等の用地の取得等に関すること。<br>土地区画整理事業に伴う土地・建築物等の管理・取得・借入れ、建築物の移転・損失補償、移転等に要する資金の貸付け、土地区画整理事業に関連する街路整備事業に係る用地の取得等に関すること。 | 03-5389-5162 | 同上 |
| | 工事課 | 事業に伴う諸工事の調査、測量、設計並びにこれらの工事の施工及び監督、上下水道・ガス管・電柱等の整理・損失補償等に関すること。 | 03-5389-8222 | 同上 |
| | 新宿駅直近地区整備課 | 新宿駅直近地区における諸工事の調査、測量、設計、施行、監督、上下水道等の整理・損失補償等に関すること。 | 03-6302-0843 | 新宿区西新宿一丁目6番1号新宿エルタワー24階 |
| | 泉岳寺駅地区 | 地区の事業に係る広報、住民意向調査及び生活再建対策、土地等の測量及び調査並びに工事の監督に関すること。 | 03-3280-2350 | 港区高輪二丁目16番5号東武高輪第2ビル4階 |
| | 所管事業/地区名 | 大規模跡地開発土地区画整理事業 / 汐留地区<br>拠点再整備土地区画整理事業 / 新宿駅直近地区<br>沿道一体整備型街路事業 / 十条地区、志茂地区、東池袋地区、大山中央地区<br>防災関連市街地再開発事業 / 亀戸・大島・小松川地区<br>都市施設整備再開発事業 / 泉岳寺駅地区<br>住宅市街地総合整備事業 / 国領地区<br>まちづくり手法を活用した道路整備事業 / 上石神井駅周辺地区 | | |
| 多摩ニュータウン整備事務所 | | 多摩ニュータウン事業に係る宅地造成・諸施設建設、再生支援、土地区画整理法の施行等に関すること。 | 042-389-2228 | 多摩市愛宕四丁目53番1号多摩ニュータウン愛宕第二住宅1階 |
| | 所管事業/区域名 | 都有地の維持管理、都営団地建替え支援、多摩ニュータウン地域の再生支援、都施行の土地区画整理事業の換地図閲覧 / 多摩市、八王子市、町田市、稲城市 | | |
| 多摩建築指導事務所 | 管理課 | 所所属職員の人事、所の予算・決算、建築動態統計、特定建築物等の定期報告の受付、建築協定の認可、屋外広告物の許可・違反取締り等に関すること。 | 042-548-2025 | 立川市錦町四丁目6番3号 |
| | 開発指導第一課 | 開発行為・宅地造成工事等の許可・技術的指導・監督、道路位置指定、私道の廃止制限、住宅金融支援機構の委託に係る土地の造成工事等の審査等に関すること。 | 042-548-2037 | 同上 |
| | 開発指導第二課 | 同上 | 042-364-2396 | 府中市宮西町一丁目26番1号 |
| | 建築指導第一課 | 建築の確認・許可・認定・技術的指導、違反建築物等の取締り、建築物の建築に係る紛争の予防・調整・相談、建築構造等の審査等に関すること。 | 042-548-2044 | 立川市錦町四丁目6番3号丁目 |
| | 建築指導第二課 | 同上 | 042-464-2154 | 小平市花小金井一丁目6番20号 |
| | 建築指導第三課 | 同上 | 0428-23-3423 | 青梅市河辺町六丁目4番1 |
| | 所管事業/区域名 | 建築に関する事務、開発行為及び宅地造成等の規制に関する事務並びに屋外広告物に関する事務 / 多摩地域 | | |

## ２　職員定数　（令和６年４月１日現在）

〔総務部総務課〕

※（　）は管理職で内書

| 組　　織 | 合計 | 事務 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 | 造園 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **局計** | **829 (96)** | **277 (31)** | **321 (45)** | **205 (19)** | **13** | **4** | **9 (1)** |
| **局長、次長、技監、理事** | **3 (3)** | **1 (1)** | **1 (1)** | **1 (1)** | | | |
| **総務部** | **60 (10)** | **51 (8)** | **8 (2)** | **1** | | | |
| **部長** | 3 (3) | 2 (2) | 1 (1) | | | | |
| 総務課 | 24 (4) | 24 (4) | | | | | |
| 経理課 | 21 (2) | 21 (2) | | | | | |
| 企画技術課 | 12 (1) | 4 | 7 (1) | 1 | | | |
| **都市づくり政策部** | **100 (11)** | **37 (3)** | **20 (1)** | **34 (6)** | | | **9 (1)** |
| **部長** | 2 (2) | | 1 (1) | 1 (1) | | | |
| 広域調整課 | 25 (1) | 15 (1) | 6 | 4 | | | |
| 都市計画課 | 13 (1) | 11 (1) | 2 | | | | |
| 土地利用計画課 | 34 (4) | 5 (1) | 7 | 21 (3) | | | 1 |
| 開発企画課 | 10 (1) | 2 | 4 | 4 (1) | | | |
| 緑地景観課 | 16 (2) | 4 | | 4 (1) | | | 8 (1) |
| **都市基盤部** | **97 (17)** | **15 (2)** | **79 (15)** | **3** | | | |
| **部長** | 4 (4) | | 4 (4) | | | | |
| 調整課 | 22 (3) | 12 (2) | 8 (1) | 2 | | | |
| 交通企画課 | 42 (6) | 2 | 39 (6) | 1 | | | |
| 街路計画課 | 29 (4) | 1 | 28 (4) | | | | |
| **市街地整備部** | **154 (13)** | **43 (1)** | **69 (11)** | **41 (1)** | **1** | | |
| **部長** | 2 (2) | | 2 (2) | | | | |
| 管理課 | 27 (1) | 25 (1) | | 2 | | | |
| 企画課 | 24 (2) | 3 | 16 (2) | 5 | | | |
| 防災都市づくり課 | 31 (2) | 6 | 13 (1) | 12 (1) | | | |
| 区画整理課 | 44 (3) | 6 | 31 (3) | 7 | | | |
| 再開発課 | 26 (3) | 3 | 7 (3) | 15 | 1 | | |
| **市街地建築部** | **84 (6)** | **34 (2)** | | **44 (4)** | **5** | **1** | |
| **部長** | 1 (1) | | | 1 (1) | | | |
| 調整課 | 14 (1) | 14 (1) | | | | | |
| 建築企画課 | 29 (1) | 2 | | 25 (1) | 2 | | |
| 建築指導課 | 24 (2) | 3 | | 17 (2) | 3 | 1 | |
| 建設業課 | 16 (1) | 15 (1) | | 1 | | | |
| **多摩まちづくり政策部** | **19 (7)** | **8 (4)** | **7 (2)** | **4 (1)** | | | |
| **部長** | 3 (3) | 2 (2) | 1 (1) | | | | |
| 多摩まちづくり推進課 | 11 (2) | 5 (1) | 4 | 2 (1) | | | |
| 多摩ﾆｭｰﾀｳﾝ課 | 5 (2) | 1 (1) | 2 (1) | 2 | | | |
| **基地対策部** | **4 (4)** | **4 (4)** | | | | | |
| **部長** | 2 (2) | 2 (2) | | | | | |
| **課長** | 2 (2) | 2 (2) | | | | | |

| 組　　織 | 合計 | 事務 | 土木 | 建築 | 機械 | 電気 | 造園 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| **第一市街地整備事務所** | **119 (8)** | **33 (3)** | **70 (5)** | **16** | | | |
| **所長** | 1 (1) | | 1 (1) | | | | |
| 管理課 | 11 (1) | 11 (1) | | | | | |
| 補償課 | 20 (1) | 8 (1) | 4 | 8 | | | |
| 事業課 | 43 (3) | 13 (1) | 22 (2) | 8 | | | |
| 工事課 | 25 (1) | 1 | 24 (1) | | | | |
| 地区事務所 | 6 | | 6 | | | | |
| 六町地区整備事務所 | 13 (1) | | 13 (1) | | | | |
| **第二市街地整備事務所** | **94 (7)** | **28 (2)** | **45 (5)** | **16** | **3** | **2** | |
| **所長** | 1 (1) | | 1 (1) | | | | |
| 管理課 | 12 (1) | 12 (1) | | | | | |
| 事業課 | 42 (3) | 14 (1) | 17 (2) | 11 | | | |
| 工事課 | 22 (1) | 1 | 15 (1) | 3 | 2 | 1 | |
| 新宿駅直近地区整備課 | 15 (1) | 1 | 10 (1) | 2 | 1 | 1 | |
| 地区事務所 | 2 | | 2 | | | | |
| **多摩建築指導事務所** | **91 (9)** | **22 (1)** | **19 (2)** | **45 (6)** | **4** | **1** | |
| **所長** | 1 (1) | | | 1 (1) | | | |
| 管理課 | 11 (1) | 9 (1) | | 2 | | | |
| 開発指導第一課 | 15 (1) | 2 | 10 (1) | 3 | | | |
| 開発指導第二課 | 13 (1) | 2 | 9 (1) | 2 | | | |
| 建築指導第一課 | 19 (2) | 3 | | 14 (2) | 1 | 1 | |
| 建築指導第二課 | 17 (2) | 3 | | 12 (2) | 2 | | |
| 建築指導第三課 | 15 (1) | 3 | | 11 (1) | 1 | | |
| **多摩ﾆｭｰﾀｳﾝ整備事務所** | **4 (1)** | **1** | **3 (1)** | | | | |

## 第３節　予　算　・　決　算

〔総務部　経理課〕

### １　令和６年度予算の概要

#### (1)　総論

**ア　予算編成方針**

令和６年度の東京都予算は、「変化する社会情勢の中、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くため、産業や経済、社会の構造転換に挑み、一人ひとりが輝く明るい『未来の東京』を実現する予算」と位置付け、次の点を基本に編成されている。

(ｱ) 東京が日本の成長・発展を牽引し、持続可能な都市へと発展するため「『人』が輝く」、「国際競争力の強化」、「安全・安心」の観点から都市力を磨き抜く大胆な施策を積極的に展開すること。

(ｲ) 都民が実感できるクオリティ・オブ・サービスの向上のため、デジタルによるサービス改革を深化させるなど、社会構造の変化を踏まえて制度や仕組みのアップグレードを図りながら、強靭で持続可能な財政基盤を堅持すること。

このような方針の下に編成された東京都の一般会計の予算規模は、前年度に比べて5.1％増の８兆4,530億円で、都税は前年度に比べて3.0％増の６兆3,865億円となっている。

また、政策的経費である一般歳出は、前年度に比べて7.3％増の６兆3,702億円となっている。

「人」が輝く社会の実現、国際競争力の強化、安全・安心の確保に向けた取組などに、重点的に財源を振り向けている。

**イ　都市整備局予算の概要**

令和６年度予算は、局事業を以下の４つの分野に分けて編成されている。

(ｱ)　都市計画・調査　：　10,202百万円

(ｲ)　都市基盤整備（道路網の整備、鉄道等公共交通の整備、航空政策、総合治水対策等）：　22,897百万円

(ｳ)　市街地整備（木密地域の整備、土地区画整理、市街地再開発、都市改造等）　：　71,512百万円

(ｴ)　建築行政（耐震改修促進事業、建築指導事務等）　：　7,106百万円

#### (2)　予算規模

（単位：千円，％）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 111,717,000 | 101,151,000 | 10,566,000 | 10.4 |
| 一般会計（都市整備局分） | 97,987,000 | 89,498,000 | 8,489,000 | 9.5 |
| 特別会計 | 9,350,000 | 8,699,000 | 651,000 | 7.5 |
| 都市開発資金会計 | 7,966,000 | 7,115,000 | 851,000 | 12.0 |
| 臨海都市基盤整備事業会計 | 1,384,000 | 1,584,000 | △ 200,000 | △ 12.6 |
| 公営企業会計 | 4,380,000 | 2,954,000 | 1,426,000 | 48.3 |
| 都市再開発事業会計 | 4,380,000 | 2,954,000 | 1,426,000 | 48.3 |

## ２　一般会計予算

### ⑴　第１項　都市整備管理費

都市整備局の管理事務等に要する経費のほか、東京都都市計画審議会の運営経費、既存ビルのリノベーションによるまちづくりや都市計画基礎調査などの総合計画に関する調査費、建設副産物再利用促進事業としての東京都建設発生土再利用センターの運営に要する経費等を計上している。

加えて、米軍基地対策を総合的に推進するための関係機関との連絡調整、横田基地の軍民共用化推進に係る調査検討等に要する経費を計上している。

また、都市の緑の保全・創出に向けた調査検討や助成、外濠の水辺再生に係る調査検討や国土調査を実施する経費等を計上している。

（単位：千円，％）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 都市整備管理費 | 10,202,000 | 7,859,000 | 2,343,000 | 29.8 |
| 管理費 | 2,423,206 | 2,309,120 | 114,086 | 4.9 |
| 企画調査費 | 6,711,888 | 4,597,127 | 2,114,761 | 46.0 |
| 水資源対策費 | 430,648 | 339,809 | 90,839 | 26.7 |
| 土地調整費 | 636,258 | 612,944 | 23,314 | 3.8 |

### ⑵　第２項　都市基盤整備費

都市基盤施設整備に向けた調査、都市基盤施設整備に係る補助事業等に要する経費を計上している。

都市計画道路網や高速道路ネットワークの計画検討、外環に係るまちづくりに関する調査、都心と臨海地域とを結ぶＢＲＴ（Bus Rapid Transit）整備事業、鉄道ネットワークに関する調査・整備促進等、舟運活性化に関する検討調査、地域公共交通の充実・強化に向けた支援等、物流政策に関する調査等、総合治水対策事業として東京都豪雨対策基本方針に基づく雨水貯留施設・グリーンインフラの設置等への支援などに要する経費を計上している。

また、道路や鉄道等の交通対策の充実・強化を図るため、地下高速鉄道の整備や鉄道施設の耐震対策など、公共交通に対する助成に要する経費を計上している。これらに加え、鉄道駅における移動の円滑化と安全対策を進めるため、ホームドアの整備等に対する補助などに要する経費を計上している。

（単位：千円，％）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 都市基盤整備費 | 22,897,000 | 16,617,000 | 6,280,000 | 37.8 |
| 管理費 | 851,776 | 865,001 | △ 13,225 | △ 1.5 |
| 都市基盤調査費 | 7,169,163 | 3,102,298 | 4,066,865 | 131.1 |
| 都市基盤施設等助成費 | 14,876,061 | 12,649,701 | 2,226,360 | 17.6 |

### ⑶　第３項　市街地整備費

災害に強く住みよいまちづくりを目指し、木造住宅密集市街地の解消・整備やまちづくりの機会を捉えた無電柱化の推進等の首都直下地震への対応、大規模水害リスクに備えた高台まちづくりの推進や盛土等に伴う災害防止に向けた取組、震災復興100年の取組などに要する経費を計上している。

また、実効性のある市街地整備を推進する観点から、面整備事業のうち、公共団体施行・組合施行等による土地区画整理事業や市街地再開発事業に対する助成に要する経費を計上するほか、都施行の土地区画整理事業、沿道一体整備事業、晴海五丁目西地区整備事業、多摩ニュータウンの再生等に要する経費を計上している。

（単位：千円，%）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 市街地整備費 | 57,782,000 | 56,986,000 | 796,000 | 1.4 |
| 管理費 | 4,608,746 | 4,431,154 | 177,592 | 4.0 |
| 都市防災施設整備事業費 | 6,540,958 | 6,468,219 | 72,739 | 1.1 |
| 土地区画整理助成費 | 5,661,065 | 5,300,365 | 360,700 | 6.8 |
| 市街地再開発事業助成費 | 2,518,087 | 4,364,235 | △ 1,846,148 | △ 42.3 |
| 臨海都市基盤関連街路整備費 | 984,900 | 1,040,888 | △ 55,988 | △ 5.4 |
| 都市改造費 | 36,747,619 | 34,506,703 | 2,240,916 | 6.5 |
| ニュータウン事業費 | 720,625 | 874,436 | △ 153,811 | △ 17.6 |

### (4)　第４項　建築行政費

建築基準法及び関係法令に基づく建築物の規制や民間建築物等におけるブロック塀等の安全対策、建設業者・建築士の指導、建築確認等の電子申請化、建築物における液状化対策の推進、脱炭素等に配慮した取組等、建築行政に要する経費を計上している。

また、災害に強い都市の実現に向けて、緊急輸送道路沿道建築物及び住宅の耐震診断や耐震改修等への助成のほか、耐震化総合相談窓口の設置や、耐震改修工法の紹介など、耐震化に向けた普及啓発に要する経費を計上している。

（単位：千円，%）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 建築行政費 | 7,106,000 | 8,036,000 | △ 930,000 | △ 11.6 |
| 管理費 | 1,247,027 | 1,254,779 | △ 7,752 | △ 0.6 |
| 建築指導費 | 5,616,951 | 6,535,538 | △ 918,587 | △ 14.1 |
| 建設業指導費 | 242,022 | 245,683 | △ 3,661 | △ 1.5 |

**（参考）一般会計歳入歳出総括表**

（単位：千円，%）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 歳入 | 97,987,000 | 89,498,000 | 8,489,000 | 9.5 |
| 分担金及負担金 | 14,061,614 | 9,715,586 | 4,346,028 | 44.7 |
| 使用料及手数料 | 942,483 | 870,665 | 71,818 | 8.2 |
| 国庫支出金 | 6,079,717 | 7,715,232 | △ 1,635,515 | △ 21.2 |
| 財産収入 | 8,908,193 | 15,715,053 | △ 6,806,860 | △ 43.3 |
| 繰入金 | 17,135,619 | 12,712,539 | 4,423,080 | 34.8 |
| 諸収入 | 37,232,334 | 39,840,983 | △ 2,608,649 | △ 6.5 |
| 都債 | 24,000 | 0 | 24,000 | 皆増 |
| 一般財源 | 13,603,040 | 2,927,942 | 10,675,098 | 364.6 |
| 歳出 | 97,987,000 | 89,498,000 | 8,489,000 | 9.5 |
| 都市整備管理費 | 10,202,000 | 7,859,000 | 2,343,000 | 29.8 |
| 都市基盤整備費 | 22,897,000 | 16,617,000 | 6,280,000 | 37.8 |
| 市街地整備費 | 57,782,000 | 56,986,000 | 796,000 | 1.4 |
| 建築行政費 | 7,106,000 | 8,036,000 | △ 930,000 | △ 11.6 |

## 3　特別会計予算

### (1)　都市開発資金会計

都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和41年法律第20号）に基づき、国から資金を借り受け、主要な道路・公園等の都市計画施設の用地等の先行買収に要する経費を計上している。

（単位：千円, %）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 都市開発資金会計 | 7,966,000 | 7,115,000 | 851,000 | 12.0 |
| 用地買収費 | 1,003,083 | 1,003,083 | 0 | 0.0 |
| 一般会計繰出金 | 6,957,417 | 6,107,667 | 849,750 | 13.9 |
| 公債費会計繰出金 | 5,500 | 4,250 | 1,250 | 29.4 |

### (2)　臨海都市基盤整備事業会計

臨海都市基盤整備事業の経理を明確にするため、平成３年度に設置した。臨海都市基盤整備は、晴海地区、豊洲地区及び有明北地区において土地区画整理事業等により、広域的な都市基盤を整備するものである。

（単位：千円, %）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 臨海都市基盤整備事業会計 | 1,384,000 | 1,584,000 | △ 200,000 | △ 12.6 |
| 管理費 | 92,889 | 87,535 | 5,354 | 6.1 |
| 開発費 | 1,291,111 | 1,496,465 | △ 205,354 | △ 13.7 |

## 4　公営企業会計予算

### (1)　都市再開発事業会計

市街地再開発事業の経理をより明確にするため、平成14年度に設置した。泉岳寺駅地区の整備等に要する経費を計上している（**96ページ参照**）。

（単位：千円, %）

| 区分 | 令和6年度 | 令和5年度 | 増(△)減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|
| 収益的収支(損益勘定) | | | | |
| 収入 | 81,263 | 65,165 | 16,098 | 24.7 |
| 支出 | 10,000 | 10,000 | 0 | 0.0 |
| 資本的収支(資本勘定) | | | | |
| 収入 | 4,357,748 | 2,936,424 | 1,421,324 | 48.4 |
| 支出 | 4,370,000 | 2,944,000 | 1,426,000 | 48.4 |

## ５　令和５年度決算（見込み）の概要

### (1)　一般会計

**ア　歳入**

（単位：千円）

| 区分 | 当初予算額 | 補正予算額 | 繰越財源充当額 | 予算現額 | 収入済額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 都市整備局合計 | 89,498,000 | △ 8,325,755 | 1,062,915 | 82,235,160 | 57,785,731 |
| 分担金及負担金 | 9,715,586 | △ 723,166 | 148,350 | 9,140,770 | 4,157,881 |
| 使用料及手数料 | 870,665 | 0 | 0 | 870,665 | 870,229 |
| 国庫支出金 | 7,715,232 | △ 1,572,650 | 13,064 | 6,155,646 | 3,392,817 |
| 財産収入 | 15,715,053 | 1,082,627 | 0 | 16,797,680 | 16,268,710 |
| 繰入金 | 12,712,539 | △ 304,899 | 0 | 12,407,640 | 8,073,135 |
| 諸収入 | 39,840,983 | 0 | 0 | 39,840,983 | 40,262,839 |
| 繰越金 | 0 | 0 | 901,501 | 901,501 | 751,723 |
| 一般財源 | 2,927,942 | △ 6,807,667 | 0 | △ 3,879,725 | △ 15,991,603 |

**イ　歳出**

（単位：千円）

| 区分 | 当初予算額 | 補正予算額<br>繰越額・流用増減 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度<br>繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市整備費 | 89,498,000 | △ 7,262,840 | 82,235,160 | 57,785,731 | 2,613,027 | 21,836,402 |
| 都市整備管理費 | 7,859,000 | △ 182,972 | 7,676,028 | 5,513,124 | 0 | 2,162,904 |
| 都市基盤整備費 | 16,617,000 | 2,982,295 | 19,599,295 | 17,334,027 | 303,530 | 1,961,738 |
| 市街地整備費 | 56,986,000 | △ 7,609,763 | 49,376,237 | 30,828,500 | 2,309,497 | 16,238,240 |
| 建築行政費 | 8,036,000 | △ 2,452,400 | 5,583,600 | 4,110,080 | 0 | 1,473,520 |
| 諸支出金 | 0 | 154 | 154 | 154 | 0 | 0 |
| 諸費 | 0 | 154 | 154 | 154 | 0 | 0 |

### (2)　特別会計

**ア　歳入**

（単位：千円）

| 区分 | 当初予算額 | 補正予算額 | 繰越財源充当額 | 予算現額 | 収入済額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 都市開発資金会計 | 7,115,000 | 0 | 0 | 7,115,000 | 3,531,645 |
| 臨海都市基盤整備事業会計 | 3,219,915 | 0 | 6,988 | 3,226,903 | 2,492,226 |

**イ　歳出**

（単位：千円）

| 区分 | 当初予算額 | 補正予算額<br>繰越額<br>流用増減 | 予算現額 | 支出済額 | 翌年度<br>繰越額 | 不用額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 都市開発資金会計 | 7,115,000 | 0 | 7,115,000 | 3,531,645 | 0 | 3,583,355 |
| 臨海都市基盤整備事業会計 | 1,584,000 | 6,988 | 1,590,988 | 442,466 | 27,988 | 1,120,534 |

### (3)　公営企業会計

（単位：千円）

| 区分 | 予算現額 | 決算額 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 収益的収支（損益勘定） | | | |
| 収入 | 65,165 | 160,975 | 95,810 |
| 支出 | 10,000 | 0 | △ 10,000 |
| 資本的収支（資本勘定） | | | |
| 収入 | 2,936,424 | 2,201,260 | △ 735,164 |
| 支出 | 3,090,977 | 2,027,555 | △ 1,063,422 |

## 第４節　関係機関

### １　東京都政策連携団体

〔総務部　総務課〕

東京都政策連携団体とは、事業協力団体（後述）のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体である。

都市整備局は４団体を所管しており、各団体を都政の一体的運営を担う都庁グループの一員として戦略的に活用するとともに、各団体の適正かつ効率的な運営を確保し、自律的経営及び改革を促進するため、支援及び指導を行っている（**巻末資料Ⅶ－１参照**）。

| | 団　体　名 | 担　当　部　課 |
|---|---|---|
| 1 | 多摩都市モノレール株式会社 | 都市基盤部　調整課 |
| 2 | 東京臨海高速鉄道株式会社 | 都市基盤部　調整課 |
| 3 | 公益財団法人東京都都市づくり公社 | 市街地整備部　管理課 |
| 4 | 株式会社多摩ニュータウン開発センター | 多摩まちづくり政策部　多摩まちづくり推進課 |

### ２　事業協力団体

〔総務部　総務課〕

事業協力団体とは、事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」（平成31年３月19日付知事決定）において定める要件を満たす団体である。

※ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

都市整備局は５団体を所管しており、その運営状況について報告を行わせるほか、当該団体との協力強化に向け、法令その他の規定に定めるところにより、必要な関与を行っている（**巻末資料Ⅶ－２参照**）。

### ３　附属機関

〔総務部　総務課〕

附属機関とは、地方自治法第138条の４第３項の規定に基づいて、法律又は条例により執行機関に設けられる審議会、審査会等であり、執行機関の行政執行の前提として必要な調停、審査、審議、調査等を行っている。

都市整備局は12の附属機関を所管している（**巻末資料Ⅶ－３参照**）。

## 第５節　広報・広聴

### １　広報・広聴

〔総務部　総務課〕

#### ⑴　広報・広聴

局事業の実施に当たっては、都民等に届く広報を推進するため、目的、ターゲット、訴求内容などを明確にし、効果的な広報を行っている。

また、ホームページ等を活用し、情報提供や都民からの意見の受付を行うとともに、来庁者に対しては、担当窓口の案内を実施している。

このほか、都民や団体等からの苦情・要望への対応など、広聴に関する連絡調整を行っている。

#### ⑵　公文書の開示等

東京都情報公開条例に基づき、局情報コーナーとして、情報公開についての相談窓口を開設している。

なお、個人情報の保護に関する法律に係る事項についても、同様に局の窓口として相談に応じている。

#### ⑶　まちづくり月間

国土交通省は、住民の積極的な参加による豊かで潤いのあるまちづくりの推進を図るため、昭和 58 年度から毎年６月を「まちづくり月間」と定めている。都では、昭和 59 年度から毎年度、「まちづくり月間」の期間中に行事を実施しており、令和５年度は、都におけるまちづくりに功労のあった４団体の「東京都まちづくり功労者」に対し知事感謝状を贈呈した。

#### ⑷　都市計画相談

〔都市づくり政策部　都市計画課〕

##### ア　都市計画の縦覧制度

都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、土地利用制限等を伴うなど、住民に及ぼす影響が大きい。このため、広くその内容を周知する必要があることから、都市計画決定に先立ち、都市計画の案及び理由書を公告の日から２週間、公衆の縦覧に供している。

また、都市計画決定後は、決定された都市計画の図書の写しを縦覧に供している。

##### イ　都市計画に関する相談

都市計画決定に伴い生じた土地利用制限などの相談に幅広く応じるため、専任の職員による相談窓口を設置するとともに、電話照会にも対応している。

相談の対応に当たっては、東京都縮尺 1/2,500 地形図等により、具体的な個々の土地に対する道路計画、公園計画、用途地域、市街地開発事業等の都市計画について、説明を行っている（**図表 1-1-1 参照**）。

**図表 1-1-1　都市計画相談件数**

（単位：件）

| 区分＼年度 | | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 来庁 | A 建物の新増改築のため | 3,209 | 2,566 | 2,152 | 2,086 | 2,040 | 1,869 |
| | B 土地家屋の売買又は鑑定のため | 5,412 | 5,245 | 4,252 | 4,570 | 4,533 | 4,194 |
| | C その他 | 1,288 | 1,055 | 937 | 776 | 878 | 802 |
| | 小計 | 9,909 | 8,866 | 7,341 | 7,432 | 7,451 | 6,865 |
| 電話照会 | | 7,927 | 7,093 | 4,957 | 5,642 | 6,052 | 5,444 |
| 合計 | | 17,836 | 15,959 | 12,298 | 13,074 | 13,503 | 12,309 |

### (5)　区部都市計画道路の位置の説明

建築計画や土地取引等の事前相談を受ける際、事業未着手の区部都市計画道路の位置を縮尺 1/500 のデジタル実測図等を用いて説明している。

また、都市計画法第 53 条に伴う各区からの都市計画道路の位置照会に対しても回答している。

道路の位置を説明する図面は、都市計画変更を反映させるため、適宜更新を行っている。

**図表 1-1-2　都市計画道路の位置確認相談等**

| 事項 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事前相談 | 9,735件 | 9,564件 | 8,460件 | 7,107件 | 7,215件 | 7,291件 | 6,672件 |
| 区からの照会 | 17件 | 11件 | 15件 | 13件 | 13件 | 4件 | 5件 |
| 都市計画道路現況平面図作成 | 約4.8Km | 約6.9Km | 約8.4Km | ※ | 約9.7Km | 約10.9Km | 約7.6Km |

※令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大により委託を実施していない。

## 2　国際交流・都市の魅力発信

〔総務部　企画技術課〕

〔都市づくり政策部　広域調整課〕

平成 27 年度から、東京都都市外交戦略（平成 26 年 12 月）の取組事業として、都市づくりについての先進的な取組を行う海外諸都市の実務者と情報共有を行い、大都市に共通する課題解決に取り組んでいる。

また、東京の都市づくりに関する情報発信及び都市の魅力の発信を促進していく。

## ３　都市計画地理情報システム

〔都市づくり政策部　都市計画課〕

東京都都市計画地理情報システム（ＧＩＳ）は、当局における位置情報を伴う資料作成業務や政策決定の高度化を図るとともに、都市計画情報を都民や公共団体等に広く提供することを目的としており、平成３年に運用を開始した。東京都縮尺 1/2,500 地形図を基図として都市計画決定内容等のＧＩＳデータを整備し、局内外の利用に供している。

本システムでは、この地形図から抽出した地形データや行政界（町丁目界）等を背景図として用いるほか、土地利用現況調査結果の土地利用現況データ及び建物現況データ並びに様々な部署で作成された各種データを備えている。これらのデータを組み合わせて表示し、職員自らが各自の目的に適した図面の作成ができるほか、データベース機能により集計等の解析作業が可能となっている。

都市計画に関する一部のＧＩＳデータは、他の公共団体、関係機関等に貸与され活用されているほか、外部のＡＳＰサービス（インターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービス）を用いた都市計画情報インターネット提供サービスを通じて、広く都民への情報提供を行っている。

## ４　東京都縮尺 1/2,500地形図

〔都市基盤部　交通企画課〕

都市計画法第６条に基づく都市計画に関する基礎調査及び同法第14条に基づく都市計画の計画図作成のための基本図面として、縮尺1/2,500地形図の作成・更新を行っている。

縮尺1/2,500地形図は、昭和45年度から作成を開始し、平成８年度からデジタル化している。

事業コストの削減と効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、平成14年度からは民間事業者と著作権を共有する官民共同事業を開始し、５か年ごとにデジタル地形図を更新している。令和４年度から更新事業を実施中であり、令和８年度に完了予定である。

## ５　「シン・トセイ」の推進

〔総務部　企画技術課〕

当局では、都民・事業者が、「より早く」「よりシンプルに」「より使いやすく」なったと実感できるよう更なるＱＯＳ（クオリティ・オブ・サービス）の向上を目指し、デジタルツールを活用した業務改革、書面掲示などのアナログ規制の見直し等「シン・トセイ」の取組を進めている。

令和６年度は、ＤＸの普及・浸透や現場のアイディア・提案をＣＩＯ補佐官まで届けることを可能とするＤＸアンバサダーを導入し、Ｔｅａｍｓをはじめとしたデジタルツールの活用等の自律的なＤＸ推進を支援する。また、令和６年度から窓口での申請を便利で快適にするため、キャッシュレス、混雑状況配信、予約システム等を活用した窓口サービス改善に向けた取組を推進する。